

岐阜メモリアルセンター
2025 年ぎふ長良川花火大会 キッチンカー等出店業務委託
プロポーザル募集要項

令和7年6月9日

(公財) 岐阜県スポーツ協会

岐阜メモリアルセンター 2025年ぎふ長良川花火大会 キッチンカー等出店業務委託 プロポーザル募集要項

第1 趣旨・目的

2025年ぎふ長良川花火大会の開催時に、岐阜メモリアルセンターに来場する花火観賞者にニーズのあるドリンクや軽食等のサービスの提供を行うため、キッチンカー等 22 店舗（岐阜県販売業者 6 店舗以上）の出店を取りまとめることができる事業者をプロポーザル方式により募集します。

第2 施設の概要

所在地：岐阜市長良福光大野 2 6 7 5 - 2 8

実施場所：岐阜メモリアルセンター 敷地内（見取図参照）

第3 募集の内容

1 委託業務名

岐阜メモリアルセンター2025年ぎふ長良川花火大会キッチンカー等出店業務委託

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約日から令和7年8月23日（土）まで ※予備日も含む

出店日：8月9日（土）、予備日：8月23日（土）

※ただし、両日とも天候等により花火大会が開催中止になることがあります。

4 手数料

手数料として、受託者が提案した金額を（公財）岐阜県スポーツ協会に納入してください。（仕様書に手数料の最低金額を記載するので、その金額以上を提案すること）

5 契約保証金

無料

6 経費負担等

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設使用料 | 県占用許可申請書の金額は受託者負担
（公財）岐阜県スポーツ協会が岐阜県に立替支払いします。 |
| (2) 電気・ガス代 | 受託者負担 ※水は施設内の水道の使用は可能 |
| (3) 通信費 | 受託者が全額負担 |
| (4) その他 | 清掃費、廃棄物処理費、その他運営に要する経費は受託者が負担 |

第4 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

- 本プロポーザルに受託できる者（以下「受託者」といいます。）は、活用業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次のすべての要件を満たしていること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規程による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法付則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 評価会議の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び共同体でないこと。
- ⑧ 法人が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 留意事項

企画提案書を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、応募資格を失うものとします。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

2 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年6月9日（月）～令和7年6月30日（月）
② 募集要項に関する質問受付	令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年6月9日（月）～令和7年6月30日（月）

④ 企画提案書等の受付	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年7月上旬
⑥ 評価結果の通知・公表	令和7年7月上旬

(2) 募集要項等の配布

- ①配布時間 9時から17時まで。ただし、施設休館日(6/17・6/24の火曜日)は除きます。(土曜日、日曜日、祝日も可能)
- ②配布場所 (公財)岐阜県スポーツ協会 施設課
(岐阜市長良福光大野 2675-28)
※募集要項は、「[岐阜メモリアルセンター](#)」のホームページからも入手できます。郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ①受付期間：令和7年6月9日(月)～6月13日(金)9:00～17:00まで
- ②質問書提出方法
質問書(別紙1)を(公財)岐阜県スポーツ協会あてにFAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)又は郵送にて提出してください。※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ③回答方法
質問に対する回答は、上記ホームページ上にて公表します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間：令和7年6月9日(月)～6月30日(月)9:00～17:00まで
- ②提出方法
- ・プロポーザル参加希望者は、参加申込書兼誓約書(別紙2)を持参又は郵送にて(公財)岐阜県スポーツ協会まで提出してください(令和7年6月30日(月)17時までに必着)。
 - ・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。
- ※電子メール、電子ファイルでの提出は受けません。
※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ①受付期間
令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)9:00～17:00まで
- ②提出書類
- ア 企画提案書(様式1、2)(手数料金額、全キッチンカー業者名、品目、価格を含む)
 - イ 代表者の法人概要書(様式3)
 - ウ 代表者の履歴事項全部証明書
 - エ 代表者の直近事業年度の事業報告書
 - オ 代表者の直近事業年度の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの)
 - カ 代表者の直近1年度分の納税証明書(法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税)
 - キ 出店する全キッチンカー業者の暴排措置対象法人等でないことの誓約書(様式4)

ク 代表者の誓約書（様式5）

※各種証明書類は、提出日において発行から3ヶ月以内のもの

③提出部数

上記②のアイエオについては10部、ウカキクについては原本1部、副本10部をア〜クまで一式として提出してください。

④提出方法

- ・令和7年6月30日（月）17時までに持参又は郵送のいずれかの方法で、（公財）岐阜県スポーツ協会に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、施設休館日（6/17・6/24の火曜日）を除く9時から17時までとし、郵便の場合は、締切日当日17時までに（公財）岐阜県スポーツ協会に到着したものを有効とします。（土日祝日も可能）
- ・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて提出者が負うこと。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
- イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとす。
- ウ 提出された資料は、岐阜県に対して報告するため、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

- エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午（必着）までに、辞退届（様式自由）を（公財）岐阜県スポーツ協会に持参または郵送により提出してください。※郵送の場合は必ず「特定記録」としてください。
※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第5 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、（公財）岐阜県スポーツ協会が別に定める構成員により組織された「岐阜メモリアルセンター2025 年ぎふ長良川花火大会キッチンカー等出店業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

2 プロポーザル評価会議

- (1) 開催日 令和7年7月上旬
(2) 開催場所 岐阜メモリアルセンター
(3) 企画提案の所要時間
プレゼンテーション 20分
その後質疑応答 10分

(4) 注意事項

- ①開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
②プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。
③プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
④指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定

評価結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。ただし、評価点が同点の場合は、手数料の高い提案者を選定します。

5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度募集を実施します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は、提案者に文書にて通知するとともに、岐阜メモリアルセンターのホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
②全提案者の名称（申込順）
③全提案者の評価点※（得点順）
④最優秀提案者の選定理由

⑤評価会議の構成員の氏名

※提案者が2者の場合には、③は公表しません。

第6 契約に関する留意事項

1 契約の締結

最優秀提案者と（公財）岐阜県スポーツ協会が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と（公財）岐阜県スポーツ協会の協議により必要に応じて内容を変更する場合があります。なお、最優秀提案者と（公財）岐阜県スポーツ協会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うものとします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定するものとします。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 施設課

〒502-0817 岐阜市長良福光大野2675-28

TEL：058-233-8822

FAX：058-231-3484

E-mail：gmc@gifu-sports.org

**岐阜メモリアルセンター2025年ぎふ長良川花火大会キッチンカー等出店業務委託
評価項目及び評価基準**

以下の各評価項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、各構成員の評価点の合計（以下、「総評価点」という）が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総評価点の60%を基準とし、基準点を満たさない提案者は選定対象としない。

【最低基準点】100点×3人×60%=180点

評価項目及び評価基準			評価基準・配点				
1 事業に関する事項			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	経営状況等	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の経営状況及び安定性 花火大会出店に係る収支計画 取りまとめ業者としての出店実績 	10点	8点	6点	4点	2点
2 基本方針等			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	岐阜県内業者や食材の活用	県内業者（6店舗以上）の配置計画はどのようなものか	10点	8点	6点	4点	2点
		岐阜県産の食材の活用や岐阜県ならではの味の提供に配慮されているか	10点	8点	6点	4点	2点
(2)	店舗選定	出店業者のバリエーション並びに売れ筋商品や興味を引くような商品の提案はされているか	10点	8点	6点	4点	2点
3 サービス等に関する業務計画			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	サービス等	各店舗の商品は充実し、適切な金額となっているか	5点	4点	3点	2点	1点
(2)		各キッチンカー業者のPRポイント、出店実績はどのようなものか	5点	4点	3点	2点	1点
4 委託内容			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	手数料金額	設定金額は考慮されているか	20点	16点	12点	8点	4点
5 運営体制			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	運営体制	施設に配慮したキッチンカー周りの保護がされているか	5点	4点	3点	2点	1点
(2)		購入者の行列を緩和する方法はどのようなものか	5点	4点	3点	2点	1点
(3)		食品衛生・品質管理の方法はどのようなものか	5点	4点	3点	2点	1点
(4)		廃棄物削減、資材のリユース、リサイクルへの取り組みは行われているか	5点	4点	3点	2点	1点
(5)		緊急時、災害時の対応方法はどのようなものか	5点	4点	3点	2点	1点
(6)		その他（円滑な運営や安全等への新たな提案があれば記載）	5点	4点	3点	2点	1点
合 計			100点満点				